

低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料（適合証添付の場合）

単位（円）

一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）	1 件につき	3,300
共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅）		
住戸の部分		
1 棟の総戸数が 1 のもの	1 部分につき	3,300
1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの		6,600
1 棟の総戸数が 6 以上 10 以下のもの		11,000
1 棟の総戸数が 11 以上 25 以下のもの		19,000
1 棟の総戸数が 26 以上 50 以下のもの		32,000
1 棟の総戸数が 51 以上 100 以下のもの		58,000
1 棟の総戸数が 101 以上 200 以下のもの		93,000
1 棟の総戸数が 201 以上 300 以下のもの		122,000
1 棟の総戸数が 301 以上のもの		134,000
共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分）		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	1 部分につき	6,500
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		11,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		112,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		140,000
非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分）		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	1 部分につき	6,500
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		11,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		112,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		140,000
その他の建築物		
建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	1 件につき	6,500
建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		11,000
建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000
建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000
建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000
建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		112,000
建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの		140,000